

第1項 市民によるまちづくりの推進

1. 現況と課題

(1) まちづくりへの意識向上と主体的な参加の促進の現況と課題

都市化の進展や生活様式の多様化などにより、地域とのつながりの希薄化に起因する様々な問題が生じています。

そのため、市民意識を高め、今後のまちづくりを担う人材を育てていくとともに、市民、事業者、行政が協力し合って、まちづくりに参加しやすい環境を整えていく必要があります。

(2) 市民活動への支援の現況と課題

市民団体が活動するための場所、設備、ノウハウ、資金が不足している状況があることから、平成16年11月から市民活動支援センターを設置し、市民団体が運営しています。

今後も、市民や事業者の協力を得て、市民団体の活動に必要な場所や設備、相談の場などの確保を支援するとともに、市民や事業者による資金面での協力を得られるよう、支援体制の充実を図る必要があります。

(3) 市政への市民参画の推進の現況と課題

市民のニーズの多様化、市民団体の活動の活発化、行財政の縮小化が進むなかで、施策の立案、実施、評価段階において市民の意見を生かす機会を一層充実するとともに、市民と行政の協働による市政運営を進める必要があります。

第1節 市民参画のまちづくり

2. 施策の基本的な方向性

(1) まちづくりへの意識向上と主体的な参加の促進

市民のまちづくりへの意識を高め、まちづくりを担う人材を養成していきます。

また、地域団体や市民団体と連携して、多くの市民がまちづくりに参加しやすい環境を整え、市民の主体的な参加を進めます。

(2) 市民活動への支援

市民活動を促進するために、市民活動支援センターを拠点に、市民・事業者の協力を得て、活動場所や必要な設備、情報、人材、資金などの確保を支援するとともに、市民活動の立ち上げ方や運営、まちづくりのための制度の活用などについて相談を行うことができる体制を整えます。

(3) 市政への市民参画の推進

施策の立案、実施、評価それぞれの段階における幅広い層の市民参画を推進するとともに、市民によるまちづくりの提案、市民との協働事業の実施、市民団体への事業委託などを進めます。

また、市民参加による市政運営の方針、市民活動への支援方策などの制度的な環境整備を進めます。

3. 施策の体系と主要施策

1 まちづくりへの意識向上と主体的な参加の促進

- ・ 学習の場の充実
- ・ まちづくりへの主体的な参加の促進
- ・ 市民相互の交流・連携の促進

2 市民活動への支援

- ・ 支援体制の整備充実

3 市政への市民参画の推進

- ・ 市政への市民参画の推進
 - ・ 制度的な環境整備
-

第2項 男女共同のまちづくりの推進

1. 現況と課題

男女共同参画社会の実現に向け、法律や制度は整備されてきているものの、その理解や行動は十分とはいえません。男女平等を普遍的な価値として定着させ、「自分らしい」生き方ができる社会にするためには、従来の固定的な性別役割分担意識を改めていく必要があります。

さらに、少子高齢社会の到来や核家族化の進行、経済活動の成熟化や国際化、あるいは情報通信の高度化などのなかで、家族形態や地域社会は著しい変化をしています。このような状況下では、女性と男性がともに社会のあらゆる場面に参加していかなければなりません。

男女が協力し合い、共に参画する社会づくりのために、*男女共同参画プランに基づき、学習の機会を拡充し、男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野へ参画できる環境を整備していく必要があります。

*男女共同参画プラン
男女が性別にとらわれることなく、個人として尊重され、それぞれの個性や能力、意思を十分に発揮していくことができる社会を実現するため、男女共同参画社会基本法に基づき策定された計画。
平成13年度策定。

2. 施策の基本的な方向性

(1) 男女共同参画社会の意識づくり

男女がお互いの性を尊重し、対等なパートナーとして認め合い、ともに責任を担う意識づくりを推進します。

このため、学習の機会を拡充し、女性と男性の固定的な役割分担意識の見直しを図ります。

(2) 男女共同参画を支える環境づくり

男女を問わず家庭・職場・地域で生き生きと生活できる社会システムを構築します。

このため、職場で男女平等がなされ、仕事と家庭を両立しながら働きつけられる労働環境づくりを進めます。

また、子育てや介護の支援体制を充実し、少子高齢社会に対応した環境の整備に努めていきます。

(3) あらゆる分野への男女共同参画促進

市政や地域活動をはじめ、あらゆる分野への男女共同参画を促進していきます。

3. 施策の体系と主要施策

1 男女共同参画社会の意識づくり

- ・ 学習機会の拡充
- ・ 啓発活動の推進

2 男女共同参画を支える環境づくり

- ・ 差別なく就業できる環境整備
- ・ 子育てや介護の支援体制の充実

3 あらゆる分野への男女共同参画促進

- ・ 市政への参画の促進
 - ・ 地域活動への参画の促進
-



第3項 市民とのコミュニケーションの充実

1. 現況と課題

(1) 市民とのコミュニケーションの充実の現況と課題

広報広聴活動は、市民とのコミュニケーションを充実していく上で、ますます重要になっています。

広報活動としては、広報紙の発行やCATV、コミュニティFMなどメディアを使って行っています。市の施策や行政情報を、正確にわかりやすく伝え、市民の市政に対する理解と参画を得るため、広報を充実することが求められます。

また、広聴活動については、市民のニーズを的確に把握し、施策に反映できるように、市民との対話をさらに進めていく必要があります。

(2) 情報公開制度の運用の現況と課題

市民の知る権利を保障するため、*個人情報保護条例に基づき個人のプライバシーを保護しつつ、*情報公開条例に基づき情報公開を適切に行うことが求められます。

行政と市民が情報を共有し、市民参画によるまちづくりを推進していくため、情報公開についての積極的な取り組みを進める必要があります。

*個人情報保護条例

行政が管理等をする個人情報
を保護し、その適正な取扱いに
関し必要な事項を定め、市民
などに自己に関する個人情報の
開示、訂正等の請求の権利を
保障し、基本的人権を擁護する
ための条例。平成9年制定。

*情報公開条例

個人の情報を最大限に保護
しつつ、市民の知る権利を
保障し、その保有する情報を
広く公開するための条例。
平成9年制定。

(3) 地域情報化の推進の現況と課題

パソコンや携帯電話の普及、通信回線の大容量化・高速化など、高度情報化社会の急速な進展に伴い、市民と行政のコミュニケーションの方法として、インターネットや電子メールの利用率は高くなっています。

また、地域の情報化に向け、総合行政ネットワーク、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証基盤整備なども進められていることから、より幅広い分野で情報技術を積極的に活用し、市民の利便性の向上に向けた取り組みが求められています。

2. 施策の基本的な方向性

(1) 広報広聴活動の充実

広報活動としては、今後もわかりやすい、どの年代の方にも関心を持っていただける情報提供を進めていきます。

また、市民に知っていただきたい情報を提供することに加え、市民が知りたい情報についても的確に把握し、積極的に広報に努め、市民とともに考える広報活動を行っていきます。

広聴活動としては、市民の声専用FAX・Eメール、意見箱、市政モニター制度などの広聴を今後も推進していくことに加え、市民との対話の場を設けるなど、幅広い市民の要望や意見を取り上げていくとともに、市民相談や地域応急処理を行う市民サービスセンターを充実し、まちづくりに反映するよう努めます。

(2) 情報公開制度の運用

個人のプライバシーを保護しつつ、開かれた市政、市民の市政への参画の促進を図るため、情報公開の適正な運用により、公開可能な行政情報を公開していきます。

このため、文書管理をさらに徹底するとともに、高度情報化に対応し、様々な媒体を利用し、行政情報の積極的な公開を進めていきます。

(3) 地域情報化の推進

情報通信技術を活用して効率的な行政運営を推進するとともに、市民の誰もが簡単に情報を入手でき、市民と行政が情報を共有できる環境づくりを推進します。

また、情報化を進めるにあたっては、個人情報保護や情報セキュリティの対策に重点を置き、安全で信頼できる情報活用に努めます。

3. 施策の体系と主要施策

1 広報広聴活動の充実

- ・ 広報の充実
- ・ 広聴の充実
- ・ 市民サービスセンターの充実

2 情報公開制度の運用

- ・ 情報公開制度の適正な運用

3 地域情報化の推進

- ・ 行政サービスの情報化
 - ・ 地域における情報化教育の推進
-

第4項 交流によるまちづくり

1. 現況と課題

(1) 都市間交流の推進の現況と課題

都市間交流による市民相互の資質向上を図ることを目的に、昭和40年に長野県諏訪市と姉妹都市締結し、市民号による訪問や文化・スポーツ団体の交流が続けられ、友好関係は確固たるものとなっています。昭和52年には川奈に市民保養施設「諏訪市海の家」が建設され、諏訪市民に都市交流拠点施設として広く利用されています。

今後は、さらなる交流の推進を図るため、両市の市民が気軽に交流できる方策を市民ニーズに即しながら取り組む必要があります。

また、国際化が進むなかで、昭和57年イギリス、ジリングラム市(現メドウェイ市)と三浦按針を縁に、また昭和60年にはイタリア、リエティ市とタライ乗り競走を縁に友好都市提携を結んでいます。高校生の交換留学や記念モニュメントの贈呈など相互に訪問し交流を重ね、友好親善を図り、伊東市ヨーロッパ友好都市訪問団は、平成17年で9回目を数えます。

友好都市との関係において、さらに交流を推進する必要があります。

(2) 国際化への対応の現況と課題

伊東国際交流協会などと連携しながら、外国人市民や外国人観光客に対応するため、案内表示板の整備や受け入れる側の市民意識の改革などを推進する必要があります。

また、外国人市民の暮らしやすい環境づくりの一助として、身近な相談の場をつくる必要があります。

第1節 市民参画のまちづくり

2. 施策の基本的な方向性

(1) 都市間交流の推進

姉妹都市諏訪市との交流については、市民相互の交流や友好関係を一層推進するための施策について、調査・研究を進めます。

友好都市であるイギリス、メドウェイ市及びイタリア、リエティ市との国際友好都市の交流については、文化・教育を中心とした市民交流以外にも交流分野の拡大を含め、より一層の友好関係を推進します。

(2) 国際化への対応

国際観光温泉文化都市の市民としての心構えや対応など、国際化への理解を深めるための事業を推進します。

案内表示板の設置など外国人観光客が来遊しやすい環境の整備に努めるとともに、外国人市民が、日常生活について気軽に相談できる相談体制の充実を図ります。

また、国際交流の促進において中心的な役割を担う伊東国際交流協会への支援の充実を図ります。

3. 施策の体系と主要施策

1 都市間交流の推進

- ・ 姉妹都市交流事業の推進
- ・ 国際友好都市交流事業の推進
- ・ 交換留学生事業の充実

2 国際化への対応

- ・ 市民の国際理解の推進
 - ・ 外国人観光客への対応
 - ・ 外国人が生活しやすい環境づくり
 - ・ 伊東国際交流協会への支援
-

第5項 財産区との連携

1. 現況と課題

各財産区には、管理する財産の規模及び内容などに違いはありますが、区有財産の管理を通して区民の福祉向上に努めています。

今後さらに、市の施策との一体性を保ちつつ、区有財産を利用して、それぞれの区の実情に合わせた個性的な地域づくりを進める必要があります。

2. 施策の基本的な方向性

(1) 個性的な地域づくり

財産区の健全運営を図ることで、市の総合計画と一体となった施策を推進し、区民の福祉の向上をめざし、個性的で魅力ある地域づくりを推進します。

また、区有財産が適正に管理されるよう努めます。

3. 施策の体系と主要施策

1 個性的な地域づくり

- ・ 財産区の健全運営
- ・ 区有財産の適正な管理

第1項 行政運営の効率化

1. 現況と課題

地方分権の進展や少子高齢社会の到来などに伴い、多様化、高度化する行政課題に対応するため、また、限られた財源において効率的かつ効果的な行政サービスを行うためには、*行財政改革大綱に基づき、行政改革をより一層推進していくことが求められます。

このため、職員の意識改革や市民にわかりやすい組織機構の見直し、適正な人事管理、事務の合理化、実効性のある行政評価システムの確立や新たな行政手法の導入に向けた検討が必要となります。

市庁舎の開放をはじめ、多くの公共施設は、住民福祉の向上に寄与していることから、効率的な施設利用と施設の効用を最大限に発揮できる管理運営を進める必要があります。

また、総合計画・基本構想の実現に向け取り組みを進めていくなかで、他の分野の施策との連携を図ることで更に効果が上がり、効率的な事業執行を行うことができる分野もあることから、施策連携を進める体制を整える必要があります。

*行財政改革大綱
地方分権の進展、市民ニーズの多様化・高度化、行財政の逼迫化の中において、効率的・効果的な行政運営を推進するための大綱。

2. 施策の基本的な方向性

(1) 効率的な行政組織の確立と適正な人事管理

定員適正化計画に基づき職員数の適正化を推進するとともに、多様化する行政課題に対応するため、簡素で効率的な組織機構の見直しを進めていきます。

また、人材育成基本方針を見直し、体系的な職員教育を実施し、政策形成能力や企画立案能力の高い職員・専門職の育成に努めていきます。

さらに、職員給与についても、給与体系や手当などの見直しを進め、適正化を図っていきます。

(2) 事務改善の推進

行財政改革大綱に基づき、事務の合理化、O A化、民間委託を推進します。

また、総合計画の適切な進行管理と効率的かつ効果的な事業執行を図るため、行政評価制度の適切な運用を行うとともに、効率性を重視する民間的な行政手法を行政運営に導入するための検討を進めます。

さらに、市庁舎の有効利用を促進するとともに、民間活力の導入により、公の施設の効率的な管理を推進します。

(3) 施策連携の推進

施策連携を進めるため、施策連携の「テーマ」を設定します。

また、施策連携を推進するための組織を設置し、施策連携を進行管理していくため、評価システムを確立します。

3. 施策の体系と主要施策

1 効率的な行政組織の確立と適正な人事管理

- ・ 組織機構の見直し
- ・ 定員管理・給与の適正化
- ・ 職員の能力開発と人材育成

2 事務改善の推進

- ・ 事務事業の合理化
- ・ 公の施設の適正な管理運営
- ・ 行政評価システムの運用
- ・ 新たな行政手法の導入の検討

3 施策連携の推進

- ・ 施策連携推進体制の整備
-

第2項 財政運営の健全化

1. 現況と課題

本市の財政は、景気低迷の影響を受けた観光産業の不振による市民税の減少や、引き続き地価の下落を反映した固定資産税の落ち込みなどによる歳入減に加えて、年々増大する扶助費をはじめとした歳出増などにより、極めて深刻な状況に陥っています。

現在、政府が推進している三位一体の改革は、国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革を一体的に進め、地方分権の進展に寄与することが期待されていますが、同時に、生活保護負担金の負担率の引き下げが検討されるなど、地方にとっては先行きの不透明感が解消されていません。

また、歳出面では、観光地としての特殊性から、観光入込客を含めた10万人規模の市の行政サービスの提供を求められていること、就業人口のうち第三次産業に従事する人の比率が8割に及び乳幼児の保育需要が高いことなどから、人件費比率の高さにつながっています。

加えて、臨時財政対策債や減税補てん債、財政健全化債の借入などにより*公債費が増加しており、*扶助費、人件費などとともに経常収支比率を高める結果となり、財政の硬直化が進んでいます。

また、長年にわたって市財政に寄与してきた競輪事業を取り巻く状況は、長引く景気の低迷などの影響から、本場においては、入場者数、車券売上額とも前年を下回る状況が続いています。

このため、場内の環境整備、従事員の基本賃金の削減や退職不補充、さらには、各種開催経費の削減を図るとともに、積極的に場外発売を展開し、車券売上額の増加に努めてきましたが、平成14年度以降の決算において、歳入が歳出に不足する事態が生じ、翌年度以降の歳入を繰り上げて充用する繰上充用によって不足に対応しており、その額は年々累増しています。

これらの状況から、自主財源の確保を図るため、課税客体の適切な把握や、収納率向上に努め、新たな税財源の涵養策を検討するとともに、競輪事業の回復への努力や未利用公有地の有効活用、受益者負担の観点から使用料などの見直しなど財源確保を図り、中長期の財政計画にそった健全財政の運営を図る必要があります。

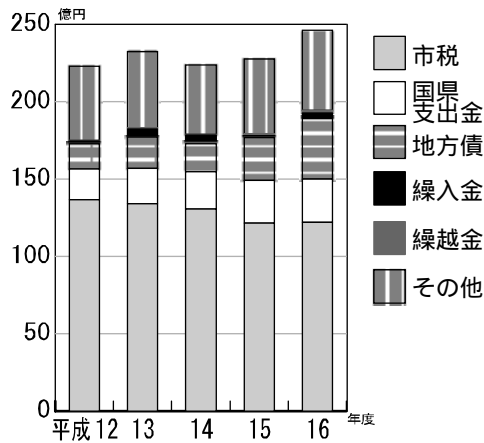
*公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金などのこと。

*扶助費

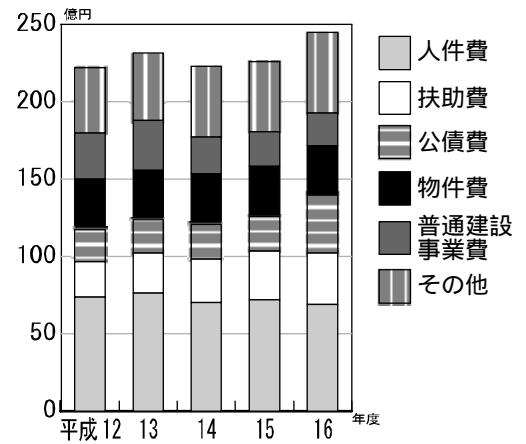
社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法などに基づき、生活を維持するために支出される経費。

決算規模（歳入）の推移



その他：地方交付税、使用料、手数料 等

決算規模（歳出）の推移



その他：維持補修費、補助費、繰出金 等

2. 施策の基本的な方向性

(1) 財政運営の健全化

課税の適正化、収納率の向上、使用料・手数料の見直しなどにより、自主財源の確保に努めます。

地方交付税の総額確保を国に対して強く働きかけるとともに、国県補助制度の積極的活用、地方債の計画的な借入などにより、依存財源の確保に努めます。

人件費をはじめとした経常経費の一層の抑制や、公共工事のコスト縮減、計画の見直しに努めるとともに、市有施設の管理において指定管理者制度の導入を図り、既存事業の民間委託を推進します。

財政調整基金をはじめとした各種基金の充実を図り、効率的な運用に努めます。

(2) 競輪事業の運営

競輪事業の果たしてきた役割を重く受けとめ、開催経費の一層の節減を進めるとともに、新規ファンの開拓などにより車券売上の増加に努めます。

競輪事業に係る組織体制の見直しに取り組むとともに、交付金などの改善運動を一層進め、運営の健全化に努めます。

(3) 公有地の活用

市有財産台帳を整備し、公有地の効率的な管理や、未利用公有地の有効利用を図ります。

3. 施策の体系と主要施策

1 財政運営の健全化

- ・ 自主財源の確保
- ・ 依存財源の確保
- ・ 経常経費の抑制
- ・ 基金の整備充実

2 競輪事業の運営

- ・ 開催経費の節減
- ・ 売上増加への方策
- ・ 組織体制の見直し
- ・ 交付金等の改善運動の推進

3 公有地の活用

- ・ 市有財産台帳の整備
 - ・ 未利用公有地の有効活用
-

第3項 広域行政の推進

1. 現況と課題

地方分権の進展などにより、市町村に求められる行政ニーズが多様化、高度化するなかで、行政サービスはますます細分化、専門化していますが、市町村の規模や財政力により、行政サービスに格差が生じている現状があります。

全国的には、効率的な行政運営を行うために、市町村合併は急速に進んでいますが、市民意向調査では、合併を必要と感じている割合は低い状況にあります。

その理由として、情報の周知が十分にできなくなること、地理的な問題、行政区域が広がることにより生じるサービスの低下や住民の意見が反映されにくくなることなどがあげられます。

しかし、将来的な行政運営を展望するなかで、従来の市町村区域を越え、効率的な行政運営に対する取組が求められていることから、交通、経済、文化など共通の地域性を有する近隣市町や広域での連携を官民が一体となって、一層強化する必要があります。

2. 施策の基本的な方向性

(1) 広域行政の推進

道路などの基盤整備、観光施策における伊豆全域での共同事業をはじめ、産業・環境・行政サービスなど、広域的に実施することで効果的な事業は、積極的に推進していきます。

また、市町村合併の調査、研究を進め、市民への情報提供に努めていきます。

3. 施策の体系と主要施策

1 広域行政の推進

- ・近隣市町との連携強化
- ・市町村合併の調査、研究
- ・市民への情報提供

